

## 第 83 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 10 月 16 日（火） 9：57～11：46

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、伊藤正次構成員、野村武司構成員、山本隆司構成員

〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番28：再発行事務におけるマイナンバー記入の廃止（内閣府、厚生労働省）>

（高橋部会長）スケジュール的にはどのような流れで考えているか。概ね同じスケジュールを想定していると思うが、代表して答えていただきたい。

（厚生労働省）まず、国民健康保険と後期高齢者医療の関係については、可能であれば来年度のうちからスタートできるように、来年の何月になるのかというのは、まだこれから実務的な検討ということで、地方公共団体の運用状況によるが、基本的には省令の改正は年度内に制定をしたいと考えている。

（高橋部会長）各部局、大体同じか。

（厚生労働省）全く同じということになるかどうか、作業状況によるが、基本、遅れないようにしたい。

（高橋部会長）もう一点、手帳についてだが、これは手帳に交付日が明記されており、マイナンバーの利用開始日である平成28年1月1日以降であれば当然、交付申請時にはマイナンバーが記載されていると思うが、平成28年1月1日以降の手帳についてはマイナンバーは要らないという取扱いはできないのか。

（厚生労働省）まず、先ほどマイナンバー室からの回答で障害者手帳と言われたが、障害者手帳には身体障害者の手帳と精神障害者の手帳があり、精神障害者の手帳は更新制になっているので、精神障害者の手帳については他の書類と同様にマイナンバーの廃止を検討させていただく。

残りは、身体障害者の手帳だが、身体障害者の手帳は更新制になっておらず、一度交付すると永久的に使うというものである。

今、部会長から話のあったように、平成28年1月以降は地方公共団体側でマイナンバーを取得済みだが、住所変更等をして、届け出をしていないケースもある。そのため、マイナンバーを用いて情報照会をするため、平成28年1月以降の手帳であっても、手帳情報が取得できないことが現実にあるところ、マイナンバーを機会あるごとに直近の数字にしていくのが政府全体の方針だと受けとめている。従って平成28年1月以降のものについても、確認をさせていただきたいと思っている。

あわせて、仮に平成28年1月の前後で、平成28年1月以降のものはマイナンバーの記載を省略するという運用にした場合、地方公共団体の窓口で申請の時期を確認する事務がかえって増えることになるかと思われるので、そこは身体障害者手帳は一律にマイナンバーの記載を求めると言ったほうが手続としてはシンプルなのではないかと思う。

（高橋部会長）住所の変更は他の制度でも一緒ではないか。住所の変更を把握できない可能性があるというのとはどういう意味か。

（厚生労働省）もちろん、住所変更は他の制度でも同じだが、他の手帳は基本的には更新制があるので、更新のときに住所の確認をしている。

（高橋部会長）平成28年1月1日を境にして同じ話にならないか。

（厚生労働省）ただ、他の手帳などは2年更新などになっているので、仮に住所変更の届出がなかったとしても、2年のうちには変えることができるが、身体障害者手帳は、先ほど説明したように、一旦交付したら、それを長く使う形になっているため、よりマイナンバーと手帳との間で情報が乖離する確率が高くなるということで

ある。

(高橋部会長) 等級変更とか、半永久的に使う者もいると思うが、いろいろ変わる可能性はあるのではないか。

(厚生労働省) いや、基本的には、そういう意味では等級変更もちろん可能性はあるが、身体障害者手帳は、先ほど説明したように、更新制なり変わることを前提にしていないので、そちらが基本だと思っている。

(高橋部会長) そこはよく事務局と調整いただいて、当方の考えとしては、徐々にマイナンバーを取得できる状況に切り替わっていくので、平成28年1月1日以降に交付もしくは等級変更がされれば、そちらのほうがやがて多数派になっていくと思うので、そこは同じ制度にさせていただきたいと思う。

(内閣府) 補足させていただく。

恐らく、身体障害者手帳は更新制になっていないということで、住所変更があってもその届出がされず、住所が古いまま、手帳と台帳に記載されているところがあると思う。マイナンバー制度において、身体障害者手帳の情報は情報連携の対象となっており、いろいろな手続で身体障害者手帳の提示を省略できることになっているが、住所が正しい住所に変更されておらず、マイナンバーとの紐づけができていないという状況が身体障害者手帳にはあるので、いろいろな機会に正しい住所とマイナンバーを取得して紐づけをきちんとしてほしいという思いが恐らく厚生労働省にあるのだと思う。より多くの人々に情報連携のメリットを得ていただくためには、やはり紐づけをきちんとしていなければいけない。

しかし、身体障害者手帳の場合は、どうしても住所が古いままで紐づけされていない者がいるので、厚生労働省としては、再交付の手続の機会についても、マイナンバーの紐づけをする機会にしたいという思いでやられているのだろうと私も内閣府としては理解をしている。

(高橋部会長) では、そこは引き続き事務局とよく調整していただく。マイナンバーと同等というのはどういうことを想定されているのか。

(内閣府) マイナンバーの本人確認の場合には顔写真つきの身分証明書を示すこととしている。だから、通常はマイナンバーカードを持っている者はマイナンバーカードが一番便利だと思うが、それをもし持っていないとなると、運転免許証とかパスポートになる。

(高橋部会長) 理解した。あまり重いと、結局、マイナンバーの義務づけを廃止した意味がなくなってしまうので、なるべく本人確認を必要最小限の手段にさせていただきたいというのがお願いである。

#### <通番 19：火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携のための見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 火葬場の経営許可に係る民間事業者の参入については、Q & Aを発出するということだが、いつ頃までに発出する予定か。

(厚生労働省) 事務局とも相談し、対応できる限りの範囲で行いたいと思っている。

(高橋部会長) 火葬場の設置・運営の広域化については、県と市と立場が違うときに、きちんと相談するという点では法定の根拠がないとなかなか動きづらいところもあるのではないかと思います。地方自治法の協議会は事業の実施のための協議会であり、広域調整のための協議会は地方自治法の協議会とは違う性格があり、かつ、仕切りのルールも違ってくる。そのような意味では、地方自治法上の協議会があるからそれを使うことを求めるというのは今回の御提案にはなじまないと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 設置等に係ること以外もこの協議会で検討するというのではなく、それ以外のことについて墓地、埋葬等に関する法律（以下、「墓埋法」と表記。）上で法定協議会を設けなくても、今の法律の枠組みの中で任意の協議会を作り、地方公共団体間で協議するというのは何も妨げていないので、わざわざ法律の規定を設ける理由としては乏しいのではないかと申し上げただけであり、地方自治法に基づく協議会で検討しなければならないと申し上げているわけではない。

(高橋部会長) 「協議」という、立場の違う人間が集まり、お互いの利害関係や意見を出し合って、一つの方向に向けて行政事務を運営していくという法的な仕組みができていないというところが、日本が一番遅れているところなのではないか。そういう意味では、妨げるものはないから自由に行うようにといても、お互い利害関係も違うところで、裸で協議会をつくって議論をしても、それは無理である。然るに、例えば下水道法でも、協議会は必要に迫られて作ってきているわけで、そういう意味では今後、地方が縮小していく中で、様々な形で広域化、スリム化を考え、地方公共団体や利害関係者が集まり、協議しながら、定められたルールに従って、お互いに納得して決めていくというやり方を法的に作っていかないと、きつとうまくいかないのではないかと思います、そこはいかがか。

(厚生労働省) 地域ごとにいろいろ状況は違うと思うが、国全体として、この火葬場について広域化を推進していくかどうかというのは、また別の問題であり、下水道や水道はそういう方向性を示しているが、この分野については、どちらかという地域ごとに、例えば市でしっかり取り組んでいるところはそういう形で取り組んでいけば良く、協議をして広域化していこうという機運が醸成されているようなところは協議会を設置し議論していくことになろうかと思う。その時には法定の協議会ではなくても、別に火葬場に限らず、地域間の合併でもそうかもしれないが、まず任意の協議会で議論を詰めていく形になろうかと思う。そこはまさに、この墓理法でも制限しているところではないので、しっかり任意の協議会を設置していただいて、どこかが旗振り役になって、そういう協議会を作るというのは、それぞれの地域で事情が異なるので、難しい地域もあるかもしれないが、基本的には任意の協議会を作っただけ、話を進めていただければ、ある程度、解決して進んでいくのではないかと考えている。

(伊藤構成員) 繰り返しになるが、任意の協議会を作ったり、あるいは場合によっては地方自治法上の協議会を使ったりして広域化に取り組むというところがあって、それは地域の实情に応じてというのは説明のとおりだが、さらに選択肢の幅を広げるものとして、この墓理法に基づく法定協議会を作っただけ、それによってより実質的な議論ができるとか、あるいは地方公共団体にとっても墓理法に関わることにに関して、機動的に協議会運営ができるという仕組みの幅をより広げられないかというのが今回の提案だと思うが、やはり対応いただけないという答えになるのか。

(厚生労働省) 法律改正をして法定協議会を設けるよりは、今の枠組みでも十分ではないかということ考えている。もし必要であれば、地域でそのような協議会がうまく立ち上がりやすいように、国で、全部はコンセンサスがとれていないかもしれないが、ある市町村がこの地域で広域的にこういうことを検討したいのだけれどもというように、例えば県に相談したときには相談に乗ってほしいとか、特段の配慮をしてほしいとか、こう進めてほしいとか、そういう技術的な助言は行えるかもしれない。それが指摘に沿っているかどうかは別だが、法律を変えてまでということはどうかと思う。ただ、国としてそういう技術的な助言ができるかどうかということ、検討の余地があるとは思っている。

(野村構成員) 任意の協議会ができないと富山市は思っているわけではないと思う。任意の協議会の設置は当然できている中でこのような提案がなされているわけで、それに対する回答が、できるという回答だと、それはほとんど回答になっていないように思うのだが、いかがか。

(厚生労働省) 当方も富山市から話を聞いたところであり、もちろん、任意の協議会が設置できるということは認識していると思われ、そこで議論ができるという認識もあり、例えば法律に規定があった方が議論が早まる可能性があるとか、そういう話を聞いている。しかし、それがために法律を改正してまで規定を設けるのはいかがかと当方としては思っているということであり、議論を促進させるために富山市なり、ほかの地域に対し支援や助言ができるということであれば、何か知恵を出す方法があるのではないかと考えている。

(野村構成員) 何か新たなオルタナティブな提案があればともかく、あるいは富山市が全くできないとっていて、実はできるという回答であればともかく、今は、単にできると言っているだけの話で、あまり納得いく回答にはなっていないように感じる。

(厚生労働省) 具体的に申し上げられることも少ないのだが、今説明したように、そのような仕組みがあれば地域で議論が早まるということかと思うが、具体的に、法律改正しなくても、実際、今の状態でどこかが困っているのであれば、国として、例えばそこに対してうまく技術的助言ができればと思っている。そのような通知も、今、出すかどうか、どのような内容になるかというのは具体的に言えないところであるが、そのような考え方があっていいのではないかと。富山市に聞いても、将来的にそのような考え方もあるとは言っていたが、現時点で何か支障があるとか、そういう状況ではなかったのだから、法律や規定を改正してまで行う話ではないと当方としては考えている。

(高橋部会長) 近い将来を考えれば、火葬場についてどのように広域的に調整していくのかということ、市町村の財政状況とかを含めて、極めて大きな課題になってくると思う。そのような意味では、近い将来を慮って、このような規定は必要という御提案をいただいていると思うし、近い将来否定できないような事象が来るという中で、今、きちんと受け皿を作っておくのは極めて重要なのではないかとと思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 考え方はそのとおりで、近い将来、全国的に、そのように進めていくかどうかは別にして、地域によってはそのような需要が出てくるということは全くないとは言いきれず、可能性はあるのではないかと考えている。そのようなことに対し、仮に法律改正をするのであればもう少し状況を見させていただかないと、

近い将来はいつだとか、どのくらい、どのような根拠になるのかということを整理する必要があるので、今の段階では法律改正とまではいかないのではないかなと思うが、国として何かそのようなことが必要な地域があるのであれば、それを支援するような、例えば通知を出すことは選択肢としてあり得るとは考えている。

(高橋部会長) 国が広域化を進める方針でないと法律を作らないという説明に聞こえて仕方がない。地域の実情で広域化が必要な地域が出てきているときに、国としてそこは関心がないから法律化の対象にしないというような内容に聞こえる。要するに、国が広域化を進めると決めたら法定協議会を作るが、国が現在、広域化の全国的な必要性が認められないので地方の要求には応えないというのは、地方分権の観点から言うと、あまり適切な対応ではないと思う。地域の実情で、そのようなものが必要という意見があれば、それは国の制度として意見を拾い、国が政策として広域化を墓地については進めるといふふうに決めなくても、地方に支障があると考えれば、その受け皿をつくることは国に対し求められていることなのではないかなと思うのだが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 国で推進するという言い方が誤解を生じさせたのかもしれないが、根本的なところに戻れば、今でも阻害しているわけではないし、実際、富山市に聞いても、支障があるとやっているわけではないので、今の枠組みでできるということが回答の根本にある。とは言え、具体的に困っている地方があれば、そういうところに対し手助けできるような措置ができないかということで、法律改正までするものではないのだろうと判断している。

(高橋部会長) 支障がないということだが、それでよろしいのか。

(浅野参事官) 富山市は、法律に何も規定がないので、そもそも県に相談しにくい状況だというのがまずある。協議会を作って、すぐに議論を開始しないといけない内容が今はないが、それはいつ来るかわからないので、その時点で対応するかといったら、それは手後れになる。協議会で今すぐ集まる場所ではないけれども、この制度は今すぐにも必要だというように、ヒアリングの場でも述べていただいている。

(高橋部会長) 支障がないということについて、受けとめが違うのではないかな。

(厚生労働省) どのくらいのタイムスパンがあるかというのが一つあるが、何度か申し上げてきたように、例えばこの案件に限らず、市町村が困ったときに県が相談に乗ってもらえないという案件は、もしかしたらいろいろあるかもしれないし、相談に乗ってもらっているところもあるかもしれない。全てにおいて法律に規定し、それに則ってやるべきものなのかということ、そういうわけではないので、先ほど申し上げましたような、通知とか何かが出せるかどうか、まず検討しなければならないが、地元の市町村から、例えばこの分野について、要望とか希望とか、そのようなものがあるときには、ある程度、都道府県で市町村の相談に乗ってほしいとか、特段の配慮をしてほしいということの後押しするようなことはできるのではないかと考えている。

県に行ったときになかなか市町村が話をしにくいということ、当方も話を聞いているので、そのようなところは十分に手伝える可能性はあるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 通知を出せば都道府県が市町村の話を聞くと思っているようだが、通知は技術的な助言であるので、そういう意味では都道府県が国の言うことを聞くかどうかというのは制度的な担保はなく、やはり法令上で規定していただかないと困る。市町村の思いは県に伝わらない場合だって幾らでもあると考えられ、それは地方分権の観点からも、通知について、県が必要ないと思えば従わなくて済む話である。だから、何か通知を出せば物事が解決するというのは、少し納得しかねるということを上げたい。あとは事務局とよく調整してほしい。

(山本構成員) 緊急性というか、今後に対する見通しが、恐らく、地方公共団体が主張していることと、厚生労働省が主張したこととの間に少し温度差があるように感じる。地方公共団体はこれから、急激に人口構造なり、あるいは年齢構成なりが変わっていくことから、特にインフラの整備の面で非常に不安があり、これからどうやって維持していくのかということについて不安がある。今すぐというわけではないが、近い将来、すぐにも問題が生じる可能性があるという認識を地方公共団体は持っているのだと思う。その点を更に認識していただき、対応していただければと思う。

(厚生労働省) 当方としても、今の法律の体系とか、政省令、通知などで、まさに規制や枠があって動きにくいということであればもちろん変える必要があると認識しており、また地方公共団体に対してできる限り協力していきたいと思っている。当方も全ての件において法律改正は必要ないと思っているわけではないが、少しでも前に進むのに役に立てばという考えから、例えば通知という手段があって、通知で何でも解決するという考えではない。いただいた意見等を踏まえて、更にしっかりと事務局と話を詰めていきたいと思う。

(高橋部会長) 通知による対応を否定しているわけではないが、本提案の今後の検討については、よく事務局と調整していただければと思う。

<通番 35：消防団員等が消防車両を運転する際の特例制度の創設（警察庁、総務省、防衛省）>

(高橋部会長) いろいろと御検討いただいているようだが、これはスケジュール的にはどういうふうにお考えか。

(総務省) 警察庁と連携してやっていく部分もあるが、私どもとしては、できることは今年度中からやらせていただきたいと思っている。ただ、本格的には来年度になる部分はあると思うが、例えば消防学校での何か研修ができるかどうか、教習ができるかどうかということについては、消防学校は都道府県側が経営していますので、都道府県のほうでそこまで危機感を持ってやってくれるかどうかということが課題になります。これは時間をかけて、今後、需要を見ながら検討していきたいと思っているので、要はできることは、例えば財政措置の充実とか、周知・広報ということは今年度からできるだけやっていきたいと思っている。

(高橋部会長) 理解した。幾つかいろいろお聞きしたいことがある。例えば本当に準中型を先行取得するみたいなものが金銭面とか時間面でフィービリティがあるのかなとか、今、言った消防大学校、都道府県と市町村との切迫感の違いとか、いろいろあると思う。そこは是非、いろいろと御検討いただくと思うので、遺漏なく御検討いただきたい。防衛省の施設は、自衛隊の施設はなかなか難しいというのは理解したが、ほかに近隣で利用可能な国の施設はおよそないのか。国に協力を求めることはおよそ不可能だということか。そこら辺も含めて、幅広く御検討いただければと思う。

(警察庁) 今、消防庁のほうから御説明があったように、いかに準中型免許を円滑に取得できるかというところで、我々としても広報のお話も、先ほど、助成措置についてもできるところから御検討いただくということがあったので、指定教習所のほうにそういうことがあるということも周知し、なるべく円滑に準中型免許が取得できるように、我々も緊密に連携をとって対応してまいりたいと考えている。

(高橋部会長) 理解した。

<通番 24：介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し（財務省・厚生労働省）>

(高橋部会長) まず、介護老人保健施設について通知をいただけることは非常にありがたいと思っている。通知を出していただけること、周知方法について検討いただけることを説明いただいたのであるが、その方法とスケジュールについてはどのようにお考えか。

(財務省) 今、関係省庁と検討しながら効果的な周知方法について検討したいと思っているが、できれば今年度中にでも対応できるように検討してまいりたいと考えているところである。

(高橋部会長) 閣議決定が年末であるので、それに向けて具体的な段取りが明確になるように検討いただき、事務局とよく相談の上、検討いただければと思う。それから、看護小規模多機能型居宅介護事業所について検討いただけるということであるが、面積で割ってしまえば非常に簡単だと私どもは単純に思ってしまうのであるが、どの辺が検討課題なのか御教示いただければと思うが、いかがか。

(財務省) 看護小規模多機能型居宅介護と小規模多機能型居宅介護の相違点がいろいろあったりする。今、先生がおっしゃられたことも一つの方法なのかもしれないが、機能が違ったりもする。その辺りも含めて、減額対象範囲をどのように設定するのかとか、あと、今まで複合施設については全て時価貸付を行っている。そういう事案もあるので、その整合性なども考えながら、厚生労働省と連携しながら検討していきたいと考えているところである。

(厚生労働省) 財務省の方からそのような方向性が示されたので、それぞれの施設の相違がどういうものであろうかとか、実際にはどのような建て方をしているのかとか、どのような利用の割合なのかとか、様々な観点から御質問に答えられるように、我々もデータをそろえられる限りそろえて御説明をして、御検討いただくのに役立てるようにしたいと考えている。

(高橋部会長) 分かった。その辺りのスケジュールはどのような感じか。やはり我々も閣議決定を控えているので、その方向性を、できるだけ具体的に示していただけるとありがたい。

(財務省) こちらも検討するところがかなり、多分、様々な施設の形態などを見ながら、どのような形でやるのが対応として適切なのかということも踏まえて検討させていただくところであるけれども、こちら今年度中には周知できるように対応したいと考えているところである。

(高橋部会長) 要するに、これはある種の線引きはしていただけるということによいか。検討した結果、できないという話にはならないということによいか。

(厚生労働省) そうしていただけるように、我々はまず御説明をして、御理解をいただきたいと思っているところである。

(高橋部会長) 分かった。では、引き続き、そのような方向で、閣議決定に明確に書けるように、事務局とよく調整の上、協力いただければと思う。本日は、前向きな回答をどうもありがとうございました。

<通番 23：介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し（厚生労働省）>

(伊藤構成員) 提出された資料の10ページの「今後の検討の方向性等」のところ、上から4つ目のマルで、A市に自宅・親族宅がなく、認知症グループホームの空きもない場合は、現行制度上は対応が困難、とある。これはそもそも提案団体も想定している話である。このようなケースがあるので、住所地特例をさらに広げられないかということを含めた提案であり、結果として、提案団体が支障を感じていることを改めて確認しただけではないか。もう一つは、9ページの⑤のC市にさらに移ることを想定するケースについてである。このケースに対して、住所地特例を抜本的に見直し、対象範囲の新たな線引きを検討する必要があるというコメントが書かれている。これについては、まずB市の介護保険施設に入って、ある程度の地域におけるつながりができて、B市の認知症グループホームに空きがあれば入るというケースまではA市の住所地特例の対象と認めるが、例えばその後、C市に移る場合は、地域密着型サービスの考え方から、割り切って認めないという考え方もできるわけである。そのような制度設計はできないのかどうかをお伺いしたい。

(厚生労働省) まず、後段の質問からお答えする。B市になじんだ後、C市の地域密着型サービスを使うなら、そこは割り切りで、C市でよいというお話であった。まさにそのような理由で、A市の住所地特例で、B市の介護保険施設に入っている方が、そこで住み慣れて隣接の認知症グループホームを選んだケースは、地域密着型サービスであり、B市の住民として、B市の保険の負担となっている。それを見直して、地域密着型サービスだからC市に行くという整理については、理解を得られるのは難しいと思う。少し補足すると、8ページの④の場合のように、子供なりが例えば親を呼び寄せて、在宅サービスを使う。そして、近くにいい施設があれば、そこに預ける。④なり⑤なり⑥を挙げているのは、様々なケースが想定されるためであり、新しい見直し案を作ろうとしたとき、どうしてその線引きが合理的なのか、各地方公共団体が納得できるものを作ることが私どもは困難だと思っている。それから、最初の御指摘については、このようなケースが困難だという今回の提案を受けて、まず、そもそもそういう事例の実態がどれくらいあるのか、大規模な施設については財政負担を調整しようとするのが住所地特例であるが、それに類するような影響が起こっているのかということも勘案して、調査をして、その上で何かできることがないかを考えてはどうかと申し上げている。そういう意味では第2次回答より少し考えた提案をさせていただいているが、ここが精一杯のところという話をしているところである。

(伊藤構成員) 例えば、④のケースは子供なり親族なりがいて、転居をしている。これはB市に新たに生活の本拠ができるため、この整理でいいと割り切ることも可能である。また、②のケースも、実態としてB市の中で、まず住所地特例対象施設に入った後、認知症が進んで、認知症グループホームに入らざるを得ないというケースが恐らく多くあるので、⑤のケースと②のケースを比べて、⑤であるとC市までさらに影響が出るので認められないというのは、考え方が違うのではないか。

(厚生労働省) 認知症グループホームは地域密着型サービスとして整理しているので、認知症グループホームのある市が保険者になっている。そのため、具体的に基準も変えることが可能であるし、様々な地方公共団体の独自の判断で給付設計も可能である。また、実態とか市町村の負担がどうなっているのかという話とともに議論をしないと、割り切り論というものはとても困難だと思っている。

(伊藤構成員) 分かった。ただし、市町村の間の合意形成については、実態も見なければいけないと思うが、現行でも住所地特例に関してはそれぞれの市町村に様々な意見があると思っているので、ある程度、制度設計で場合分けをすれば、恐らくは市町村間である程度の合意形成というか、割り切りはできると思うが、いかがか。

(厚生労働省) 介護保険制度を作って以来、住所地特例については様々な御提案があり、様々な御意見がある。全て一様であれば合意形成はできるのだと思うが、それが全く様々な意見があるものであるから、住所地特例を見直すのは正直困難だと思っている。

(高橋部会長) 見直さないということか。調査するという話ではなかったのか。

(厚生労働省) 住所地特例は難しいわけであるが、区域外指定制度の活用をどうしたらできるのかという方向で考えられないかということである。

(高橋部会長) しかし、支障事例があることを認めていることを前提としているのではないか。

(厚生労働省) 元々の考え方は、住所のあるところで給付を受け、市町村も負担するということである。ただし、

大規模な施設のような場合には住所地特例を設けている。それ以外のものについては設けていない。これが基本であるということを示した。

(高橋部会長) しかし、提出された資料の「今後の検討の方向性等」で、伊藤構成員の指摘のように、対応が困難と記載があるのではないかと。

(厚生労働省) 区域外指定制度の活用では困難なケースの実態がどれくらいあるのか。それから、給付費に与える影響がどれくらいかなど、調べるべきものを調べて、何ができるか、考えるということである。

(高橋部会長) 我々は、伊藤構成員が指摘したように、割り切りの話ではないかと思っている。大規模施設に多くの方が入所し、それが場合によっては認知症グループホームに移られた場合に、大規模施設を自らの負担で整備した市町村がさらにその負担しなければいけないのか、それは住所地特例の問題として割り切れるのではないかと提案をしているわけである。

(厚生労働省) 地域密着型サービスは小規模な施設であるので、いわゆる特別養護老人ホームとか介護老人保健施設といった大規模な施設ではなくて、市町村で、その地域の住民のみ利用可能と決めている施設である。

(高橋部会長) 繰り返しとなるが、他市町村からB市の住所地特例対象施設に入って、生活の基盤がなくなった人が帰れず、やむを得ずB市の施設の中で移ったときに、住所地特例の対象ではなくなるという制度設計はおかしいのではないかと。

(厚生労働省) 我々は、A市に戻れず、B市の住民になって、地域密着型サービスを利用するのであれば、B市が保険者で負担するのが制度設計上の合理性があると思っている。

(高橋部会長) 住所地特例はそのような制度ではないのではないかと。

(厚生労働省) 住所地特例の趣旨は、大規模な施設ができたときに、他市町村からの利用者のため、市町村の財政負担が大きくなるのが困ることから作っている。

(高橋部会長) その延長ではないのか。

(厚生労働省) その延長をどこで線引きするかというときに、我々は、地域密着型サービスは、B市の住民のみが使えるもので構成している。このような線引きに合理性があると考えている。

(高橋部会長) 我々としては住所地特例の制度の延長線上の問題と思っているので、それについて納得できる説明を引き続きお願いしたい。事務局を通じて、我々が申し上げたところと突き合わせて、さらに検討いただきたい。

(厚生労働省) 是非とも御理解賜るように、事務局を通じて、丁寧に説明していきたい。

(高橋部会長) では、引き続きお願いする。

#### <通番 48：建築士審査会の委員任期の条例委任（国土交通省）>

(高橋部会長) これは閣議決定までには、どちらかで対応するという事を明確にされるのか。

(国土交通省) 然り。今回の提案に係る取りまとめに間に合うように検討を進めたい。

(高橋部会長) それでは、一括法で対応していただけるということか。

(国土交通省) その方向で検討したい。

(高橋部会長) 承知した。どちらの案を採るかを含めて、さらに事務局とよく調整していただきたい。引き続き、よろしくお願ひしたい。

それから、都道府県が迷惑を受けたということについて前回のヒアリングで記載していたが、私は納得できないので、そこは重々御承知願ひたい。記載した方によろしくお伝えいただきたい。

(国土交通省) 申し訳ないが、それは、皮膚感覚である。

(高橋部会長) 別に分権的な観点から言っ、一括条例で実施すればそこまで負担ではなく、分権的に正しいことだと思っるので、私はその説明には納得していないということ記載した方によろしくお伝えいただきたい。

#### <通番 41：鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等の提出先の国から都道府県への変更（国土交通省）>

(高橋部会長) 鉄道事業者及びバス事業者との話し合いの進捗状況についてお聞かせ願ひたい。

(国土交通省) 今回、国として、こういう対応をしたいということはもちろん、鉄道事業者にも話をしており、基本的に私どもの考え方を受けとめていただけていると思っるところであり、御提案させていただいた内容で進められるのではないかと見込んでいます。

(高橋部会長) バスは事業者が少し多いと思うがいかがか。

(国土交通省) 今、お話しいただいたように、多数の事業者がいるため、まず主だったところ、20社ほどに話をし、概ね理解が得られた。他の事業者についても、引き続き話をしていく。

(高橋部会長) 承知した。国土交通省が把握していない情報について、例えばバス事業に関して、地域公共交通会議などを活用し、事業者から地域に応じた情報の提供を受け、それを活用している例があると承知しているが、こういう好事例について、地方に情報共有していただけないか。

(須藤参事官) 奈良県など、事業者などと上手く情報を共有しながらやられている例などをお伺いしているので、そうした事例などを他の自治体とも情報共有していただきたいという趣旨。

(国土交通省) 事務局の方でもお調べいただいたようだが、そうした協働ができているところを参考にしながら、もちろん取り組んでまいりたいと考えている。

(高橋部会長) 好事例について、このように上手くやっているから、あなたのところでも参考にしたらどうかという御紹介はできないか。

(国土交通省) 御紹介させていただく。

(高橋部会長) 是非よろしくお願ひしたい。それから、努力義務だけではなくて、法律を改正して、必要な情報を適切に入手できるような法的な仕組みとするのは難しいか。

(国土交通省) 今、報告を求めているものについて、新たに報告を求めないと国土交通省としての情報量も増えない。規制のプラスアルファの部分を求めることになるため、直ちに法律を改正するには課題が多いと思う。従って、今回御提案させていただいたような運用上の対応で、自治体から求められた情報を極力出すようにしていくということが現在できる良い対応と考えている。

(高橋部会長) バスはいかがか。

(国土交通省) 同様である。先ほど御指摘いただいたとおり、事業者は大小、かなりの数があり、それぞれである。できる限り対応するよう話をしていくが、なかなか一律にというのは難しいかと現状では考えている。

(高橋部会長) 承知した。そこは規制強化になる可能性もあるということなので、よく御検討いただきたい。続いて、非公表情報について、これはなかなか出せない情報もあるかもしれないが、出せない情報と出せる情報の線引きはどのようにお考えか。

(国土交通省) 出せない情報については、前回のヒアリングでも御紹介したが、今回、改めて提案団体にお伺いしたところ、具体的に欲しい情報はこういった項目であるとお示しいただいたところ、会社経営の都合で出せないとか、そういう性格のものではないと考えている。先ほど表で御説明したが、そもそも報告対象にしていけないもので、その結果、お出しすることができないものもある。

(高橋部会長) 提案団体が求める情報について、持っているけれども出せない、非公表だという情報はないということか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) それはバスも同様か。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) 承知した。事務局、これ以外に何か地方で要望はないか、どこかに聞いたのか。提案団体だけに聞いたのか。

(須藤参事官) 提案団体、当室及び国土交通省と議論し、すり合わせた中では、今回資料にて整理していただいた情報が欲しいということであって、それに応じた形になっている。全団体に聞いているわけではない。

(高橋部会長) 地域政策上、自治体が必要としている情報はこのぐらいであるため、落ちついた情報が今の情報だということか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) あまり線引きの話は、答弁の必要はないということか。

(須藤参事官) 然り。細かなところは今後詰めさせていただければと考えている。

(高橋部会長) では、微細なところは、また引き続き事務局とよく御協議いただきたい。

一律に事業者の同意を得たということは、個々の同意は不要ということか。包括的に事業者から同意を得ることで、情報を円滑に出していくという理解でよろしいか。

(国土交通省) 色々な関係者がいるため、我々としては、こういう対応により、何かトラブルが起きた場合には、もちろん丁寧にやっていきたいと思っているが、基本的にこの運用でいけるのではないかと考えている。



(高橋部会長) バスも同様か。

(国土交通省) 事業者はかなり多数にわたるため、個々の事業者の都合もあり得るかもしれないが、概ねの理解は得られつつあるので、対応していただけるように、丁寧に説明しながら、通知も発出し、対応させていただきたいと考えている。

(伊藤構成員) 通知の発出時期は、いつぐらいになるのか。

(国土交通省) 時期まで決めていないが、この議論を取りまとめる時期があると思うので、それを踏まえて速やかにということかと漠然と考えている。

(高橋部会長) 閣議決定に結果的に書き込めれば、それでいいと思うので、書きぶりも事務局とよく御調整いただきたい。引き続き、事務局を通じて、御調整のほどをよろしくお願いしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)